

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）

令和4年3月4日（金）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	1
日程第2 諸般の報告	
・例月現金出納検査の報告書の配布	
・出張報告	
【 町長施政方針演述 】	1
日程第3 町長施政方針演述	
【 教育長教育行政方針演述 】	11
日程第4 教育長教育行政方針演述	
【 報告第1号～第3号上程、報告 】	15
日程第5 報告第1号 車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について	
日程第6 報告第2号 車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について	
日程第7 報告第3号 車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について	

- 日程第8 議案第2号 令和4年度葛巻町一般会計予算
- 日程第9 議案第3号 令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第10 議案第4号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第5号 令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第6号 令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第13 議案第7号 令和4年度葛巻町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第8号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第9号 令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第10号 令和3年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第11号 令和3年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第12号 令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第13号 令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第14号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第15号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第16号 葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第23 議案第17号 葛巻町災害復興基金条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第18号 高齢者福祉センター条例
- 日程第25 議案第19号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第26 議案第20号 葛巻町新庁舎建設工事（1期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第27 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第28 議案第22号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第1号）						
告示年月日	令和4年2月24日（木）					
再開年月日	令和4年3月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年3月4日（金） 開議10時00分 散会12時34分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の標	議席番号	議員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	3 番	近藤 聖		6 番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	教育次長 兼こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員	馬淵 文雄	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
住民会計課長	坂待 典子			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから令和4年葛巻町議会を開会します。

本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (触沢誉君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (高宮一明君)

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

これから令和4年葛巻町議会3月定例会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達し

ていますので、会議は成立しました。

なお、本定例会議の会議日程は、本日から3月15日までの12日間とします。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君、6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。初めに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、出張報告をします。2月18日、岩手県町村議会議長会定期総会出席のため、盛岡市に出張しました。これで出張報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、町長施政方針演述を行います。町長。

町長 (鈴木重男君)

本日、ここに令和4年葛巻町議会3月定例会議において、令和4年度における一般会計、特別会計、企業会計の各予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、町政運営に対する私の所信と令和4年度の主要施策の概要について申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が確認されてから丸2年が経過いたしました。依然として感染拡大は終息せず、この先も新型コロナウイルスという見えない敵のリスクを感じながら生活が続くかもしれませんが、町民の皆さんと一丸となり助け合いながら、この困難を乗り越えてまいりたいと、そのように思っております。

国は、昨年末、医療体制の拡充、ワクチン接種の推進や経口薬の確保のほか、仕事や暮らしを守り抜くための支援策を盛り込んだ補正予算を確保し、現在、その対策を進めているところでありますが、当町におきましても、3回目のワクチン接種を2月から開始しており、4月末までには希望する方の接種をおおむね終了する予定で進めておりますので、引き続き、感染拡大防止に町民の皆様方のご協力をお願いするものであります。

そうした中、国は、経済再生の要として「新しい資本主義」の考えの下、持続可能な経済社会の実現に向け、成長と分配の好循環を生み、国民一人一人が豊かで、生き生きと暮らせる社会づくりを進めていくこととしております。

特にも、「新しい資本主義」の主役は「地方」とし、デジタルを活用した地方の活性化や課題解決を進めるため「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、未来のサービスを支えるインフラ整備のほか、デジタルサービスの実装に向けた取組を加速させております。

また、2050年カーボンニュートラルの実現におきましては、産業構造や国民の暮らしなど、経済

社会全体の大変革に取り組むとしているほか、「賃上げ」「人への投資」「生きがいを感じられる社会」「地域活性化」「災害対策」など、多くの分野でこれまでにない取組が進められようとしております。

一方、町では、このコロナ禍を「逆境のときこそ大きなチャンスをつかめる好機」と捉え、国の施策に呼応しながら、これまで町が築き上げてきた「葛巻らしさ」「葛巻だからできる」「葛巻にしかできない」というチャレンジ精神にさらに磨きをかけながら、積極果敢に取り組むことで、最重要課題である人口減少問題の解決、交流人口・関係人口の拡大、地方創生による魅力ある“まちづくり”などを進めてまいります。

現在、経済が低迷し社会情勢も不安定な状況にありますが、喜び満ちあふれる明るい未来の創造に向け、持続可能な“まちづくり”を展開することで、全ての町民の皆さんが幸せや生きがいを感じられる社会を創造するため、より一層、精力的に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位、そして町民の皆様のご協力を切にお願いするものであります。

まず、町の基本的な施策の方向であります。

町総合計画・基本構想では、まちづくりの基本理念を「幸せを実感できる“まち”」とし、これまで先人が築き上げてきた、大切な財産と先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民一人一人が主役となり、自助・共助・公助の精神で、将来像として掲げる「未来を協創する 高原文化のまち」に

向かい取り組んでいるところであります。

そうした中、令和4年度は「町総合計画・中期基本計画」「第2期・町総合戦略」の折り返しの年となることから、これまでの取組をさらに前進させ、基本目標に掲げる3つの“まちづくり”が着実に達成できるよう、重点プロジェクトを積極的に推進し、町の最重要課題である「人口減少対策・地方創生」の、より一層の充実・強化を図っていくものであります。

令和4年度におきましては、特にも、地域における様々な諸課題を解決し、町民の皆様はもちろんのこと、移住者を含めた全ての葛巻町に暮らしていただく皆さんが安全・安心、かつ快適に暮らせる環境整備の取組のほか、きめ細やかな行政サービスの提供に一段と力を入れて進めるとともに、3つの基本目標を達成するため、各分野において積極的に施策を展開してまいります。

1つ目の「地域資源を活かす“しごと”」につきましては、基幹産業の新たな展開や商工業の経営革新により、町民所得の向上と若者が魅力を感じる雇用の創出を図るとともに、町が持つ魅力により一層輝かせることで、交流人口の拡大はもとより、移住・定住人口の増加を図るため、発酵乳製造設備等整備事業、若者雇用促進住宅整備事業、除間伐・再造林事業、葛巻町乳牛導入130周年記念事業などに取り組んでまいります。

2つ目の「いきいきと輝き続ける“ひと”」につきましては、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、次代を担う子供たちが健やかに育

ち、子供から高齢者まで、誰もが生きがいを持ち地域で活躍する郷土愛にあふれたひとづくりを進めるとともに、地域産業や“まちづくり”の次代を担う人材を育成するため、くずまき型DMO事業、基幹産業担い手確保支援事業、資格取得助成事業などに取り組んでまいります。

3つ目の「誰もが住みたくなる“まち”」につきましては、町が持つ自然、空間を大切にしながら、情報通信技術の利活用や道路交通網の整備などにより生活環境の快適性を高め、町での暮らしを求める人の流れをつくり出し、誰もが心安らぐ快適な生活を送ることができるよう、定住対策・子育て世代移住者のための住宅取得支援事業、全国風サミットinくずまき実行委員会補助、温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務、高齢者世帯下水道使用料補助などに取り組んでまいります。

続きまして、令和4年度予算編成における各会計の予算規模につきましては、ご説明を申し上げます。

予算の編成に当たりましては、先例や慣例にとらわれることなく、施策・事業をゼロベースで見直すとともに、創意工夫と新たな視点による効率的かつ効果的な事業の推進に努めることを主眼に置き、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済見通しの不透明感が強まる中、行政サービスを低下させることなく、迅速かつ積極的な事業展開をし、町の持続的発展に資する取組を講じてまいります。

そうした中、令和4年度における一般会計の予算規模は75億6,026万円で、前年度と比較して15.7%の増であります。

歳入では、地方財政計画の基本方針のほか、国や県の施策を踏まえた事業展開を念頭に、できる限り特定財源の確保を図るとともに、自主財源の確保に努めるなどし、町税では、前年度と比較し6.4%減の5億7,477万円としたほか、地方交付税では前年度と比較し2億3,000万円増の32億7,000万円としております。

また、性質別歳出では、普通建設事業費が22億8,603万円で、前年度比9億5,572万円、71.8%の増であります。これは、庁舎等建設事業の増などによるものであります。

公債費につきましては、町財政健全化に係る取組として実施する任意繰上償還費を昨年度に引き続き当初予算で計上し、前年度比4,215万円、4.6%減であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の3会計の合計は11億5,672万円で、前年度比556万円、0.5%の減としております。

これによりまして、一般会計及び特別会計を合わせた予算総額は87億1,698万円となり、前年度比13.2%の増となったものであります。

次に、企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険病院事業会計であります。収益的収入と資本的収入の総額が12億3,295

万円で、前年度比6.1%の増、収益的支出と資本的支出の総額が13億4,066万円で、前年度比10.7%の増であり、これは、病院建築費の本償還が開始したことに伴う増などによるものであります。

水道事業会計につきましては、収益的収入と資本的収入の総額が2億3,857万円で、前年度比10.2%の減、収益的支出と資本的支出の総額が3億3,529万円で前年度比6.2%の減であります。これは、大橋配水管敷設替等に係る建設改良事業費の減などによるものであります。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が14億7,152万円で、前年度比3.1%の増、支出総額が16億7,595万円で、前年度比6.8%の増となるものであります。

続きまして、町総合計画・中期計画に掲げる3つの基本目標と4つの重点プロジェクトの達成に向け、令和4年度の主要施策の概要について、部門別の取組を申し上げます。

初めに、基幹産業の新たな展開による高収益産業の実現であります。

農業の振興につきましては、効率的かつ合理的で収益性の高い安定した農業の確立及び経営体の育成に取り組むとともに、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保と育成を図るため、「収益性の高い農業の確立」「効率的かつ合理的な畜産経営の確立」「耕畜連携等による環境にやさしい循環型農業の推進」「意欲ある担い手の確保育成」などの取組を中心に、主な事業としましては、荒

廃農地の抑制と担い手農家への農地集積を進める《農地基盤整備事業》、特用林産物としての山ぶどうの振興を進める《山ぶどう魅力発信事業》、明治 25 年の乳牛導入から 130 年の節目を記念した事業を開催するための《葛巻町乳牛導入 130 周年記念事業》、畜産農家の除ふん装置などの導入を支援する《畜産労働力負担軽減対策事業》、中心的な経営体の規模拡大と効率的な畜産経営を実現する《いわて地域農業マスタープラン実践支援事業》などを進めてまいります。

林業の振興につきましては、森林の持つ公益的機能が十分に発揮され、森林資源の循環利用を推進するため、「公益的機能が発揮できる森林整備」「森林資源の循環利用」「生産基盤整備」「担い手の育成と所得の確保」などの取組を中心に、主な事業としましては、国・県補助の対象とならない除伐等への費用を補助する《除間伐事業》、県単事業で実施する再造林に補助金をかさ上げ支援する《再造林事業》、効率的な面積測量や図面作成を行うための《森林測量機器購入事業》、岩手くずまき高原カラマツ等の地場産材の利用を促進する《町産材利用促進事業》などに努めてまいります。

農林産物加工の振興につきましては、農林産物の 6 次産業化や農商工連携の取組による高付加価値化を図り、高品質な「くずまきブランド」の定着が図られるよう、「農林産物のブランド化の促進」「農林産物加工の促進」などの取組を中心に、主な事業としましては、浄化機能を含めた設

備整備に係る費用の一部を助成する《発酵乳製造設備等整備事業》などを進めてまいります。

続きまして、交流・連携の強化による地域産業の育成であります。

商工業の振興につきましては、基幹産業を中心に他業種との連携や一次産品の付加価値を高める 6 次産業化など、新たな展開により地域産業の活性化を図るため、「商工業の振興」「商店街の活性化」などの取組を中心に、主な事業としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している地域経済を回復して活性化を図る《経済活性化事業》《商工業者持続化給付金事業》、事業者が連携し、新たな雇用を創出することで、移住者や地域の若者の雇用確保を図る《特定地域づくり事業》などを進めてまいります。

観光の振興につきましては、基幹産業を中心として、観光資源の魅力を生かした体験・滞在型観光による誘客促進と観光消費の拡大を図り、観光産業を地域経済に好循環をもたらす総合産業として確立していくため、「誘客及び滞在の促進・受入環境整備」「観光で稼ぐ」地域づくりの推進などの取組を中心に、主な事業としましては、町の特産品や食の魅力を県内外に発信し、観光客の増加と町の活性化を図る《くずまき鍋商品開発事業》《特産品販売促進事業》、地域にある観光資源を活用し、交流人口の拡大のため多種多様なツーリズムを推進する《くずまき型DMO事業》などを進めてまいります。

交流・連携の推進につきましては、町が持つ

様々な魅力を積極的に情報発信し、地域課題の解決や地域活性化に向けた交流連携の推進や、近隣市町村及び首都圏等の関係機関、民間団体等との連携を強化し、特色を生かした情報発信や交流事業を展開することにより、都市部からの交流人口やコミュニティーを拡大し、移住・定住人口の増加につなげるため、「地域間交流の促進」「子育てファミリー層の移住とUターンの促進」「定住促進のための雇用のマッチング支援」「快適な住まいの確保」「情報発信の強化」「関係人口創出のための仕組みづくり」などの取組を中心に、主な事業としましては、学生が地域に深く継続的に関わることで町への愛着を形成し、将来の移住定住人口につなげる《若者関係人口創出事業》、町外在住者の寄附による“まちづくり”への参画と特産品を通じた「くずまきファン」の拡大を図る《ふるさと納税事業》、移住希望者へツアーやオンライン交流の機会を提供し、町への移住を促進する《くずまき暮らし体験事業》、地域づくり人材として都市部から若者を呼び込むための《地域おこし協力隊事業》などを進めてまいります。

続きまして、地域資源を活かした起業支援と雇用の確保であります。

起業支援と雇用の確保につきましては、企業誘致や起業支援など地域資源を生かした産業振興で若者や女性の安定した雇用創出を図るため、「就業支援の強化」「雇用環境の整備」「起業の支援」などの取組を中心に、主な事業としましては、若者の雇用の促進する環境を整える《若者雇

用促進住宅整備事業》、多様な働き方の拠点施設の運営・管理に係る《サテライトオフィス運営事業》、町の特色ある職業の体験と地域交流により、Uターン就職を促進する《基幹産業担い手確保支援事業》《葛巻型インターンシップ事業》、就労者の技術取得や後継者育成、就業支援等を行う《資格取得助成事業》などを進めてまいります。

続きまして、子どもを安心して産み育てられる子育て支援であります。

子育て環境の充実につきましては、子供を安心して産み育てられる、きめ細かな支援体制を整えるため、「子育て世代包括支援体制の整備」「妊産婦及び乳幼児への健康支援」「就学前教育の充実」「保育園と小学校との連携強化」などの取組を中心に、主な事業としましては、老朽化した園舎の更新に向けた《保育園新園舎建設事業》、幼児期の適切な屈折検査を実施するための《屈折検査機器購入事業》、乳幼児から高校生までの医療費と任意接種ワクチンの予防接種費用の一部を助成する《子ども・生徒医療費助成事業》《くずまキッズ予防接種助成事業》、安心して子供を産み育てられる環境を整えるための経済的支援を行う《出産祝金事業》《マタニティライフサポート事業》などを進めてまいります。

なお、教育行政部門に関する施策につきましては、後ほど、教育行政方針でお示しをいたします。

続きまして、学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成であります。教育行政部門の施策となりますので、後ほど、教育行政方針でお示しをい

たします。

続きまして、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりであります。

保健・医療の充実につきましては、町民一人一人が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすい環境づくりと町民の健康を支える体制を推進し、健康寿命の延伸を図り、生活習慣病を原因とする疾病を予防し、医療費の抑制と適正化に努めるほか、町民誰もが安心して医療を受けられる体制づくりに努めるとともに、関係医療機関と連携をし、地域医療の充実と救急医療の確保を図るため「各種がん検診・特定健康診査・保健指導の充実」「自殺対策行動計画の推進」「感染症予防対策の推進」「医療費の抑制と適正化」「地域医療の充実」「医師等の確保と育成」などの取組を中心に、主な事業としましては、スポーツの習慣化による健康づくりを推進する《スポーツ習慣化促進事業》、検診受診率の向上と町民の健康維持を図り、健康づくり意識の普及に努める《ニコちゃん健康ポイント事業》、感染拡大防止のため、基本的感染症対策の継続実施と町民への早期ワクチン接種を推進する《新型コロナウイルス感染症予防事業》、がん治療患者の医療用補正具購入費用の一部を助成する《がん患者医療用補正具購入事業》、町の医療、保健、福祉サービスに従事する専門職人材を確保する《看護職員等養成修学資金貸付事業》、人間ドックを受けた際の費用の一部を助成する《後期高齢者人間ドック事業》などを進めてまいります。

福祉の充実につきましては、誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくりを推進し、住み慣れた地域で、健康で安心して暮らしていけるよう、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの整備を図るほか、障がいのある人もない人も、人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことができる環境づくりを推進するための「住民の支え合いによる地域福祉社会の実現」「適切な福祉サービスを利用するための仕組みづくり」「地域包括ケアシステムの整備」「健康づくり・介護予防の推進」「自立の助長及び社会参加の促進」などの取組を中心に、主な事業としましては、路線バスの利用が困難な高齢者や障がい者、自動車運転免許の返納者などの移動を支援する《高齢者等外出支援事業》、低所得の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯の生活を支援する《ぬくもり助成事業》、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、高齢者見守りの強化を図る《配食サービス事業》、ケーブルテレビとマイナンバーカードを活用した高齢者等の見守り支援サービス《くずまきほっとライン運営支援事業》、障がいの特性に合わせた生活を支援する《障がい者自立支援給付事業》、障がいを持つ児童や生徒の特別支援学校への通学を支援する《特別支援学校等通学通所支援事業》などを進めてまいります。

続きまして、協創のまちづくりの推進であります。

協創のまちづくりににつきましては、住民と行政が共通のまちづくり目標の達成に向け、町民一人

一人が考え、行動する自主自立した町民参加型のまちづくりを推進するとともに、自治組織や地域づくり団体、NPO、ボランティア団体等が行う地域の維持や活性化を図る活動を促進・支援するため、「住民参画機会の拡充」「地域（集落）活動や相互連携への支援」「地区（集落）の再考活動（地元学）への支援」「地域づくりを担う人材育成」などの取組を中心に、主な事業としましては、自治会やコミュニティー団体等が自主的に行う協創の取組を支援する《協創のまちづくり事業》、自治会の主体的な地域活動の推進と協創を円滑にする《自治会活動交付金事業》、人口減少や高齢化が進む冬部地域の自治会活動や集落施設の在り方を調査、検討する《冬部地域集落再編整備事業》、地域団体等が自主的かつ主体的に地域課題の解決を図る事業を支援する《持続可能な地域づくり支援事業補助》、経年劣化により老朽化が進んだ地区集会施設を更新する《江刈馬淵自治会館整備事業》などを進めてまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画意識の啓発や、男女が共に活躍できる環境の整備を推進するため、「男女共同参画の意識啓発」「女性の参画機会拡大による男女共同参画の推進」「男女が共に支え合う環境づくり」「男女共同参画推進体制の整備」などの取組を中心に進めてまいります。

続きまして、快適に暮らせる生活環境の創出であります。

生活環境の整備につきましては、町民や転入者が快適に暮らせる住環境の提供のほか、快適で安全な生活環境と衛生環境の向上を図るため、「定住促進や受入環境の整備」「町営住宅の施設維持修繕」「耐震診断・耐震改修の促進」「空き家の利活用」「安全で安定的な水道水の確保」「生活排水処理施設の整備」「リサイクルの推進と生ごみなどの減量化」「ごみの不法投棄防止」などの取組を中心に、主な事業としましては、町内在住者の住宅取得や、移住を希望する子育て世代の住宅取得を支援する《定住対策住宅取得支援事業》《子育て世代移住者住宅取得支援事業》、居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため住宅改修等の支援を行う《快適な住まいづくり応援事業》、町道改良工事に伴う《町道葛巻浦子内線配水管布設事業》、75歳以上の高齢者がいる世帯の下水道使用料金の一部を支援する《高齢者世帯下水道使用料補助》、快適で安全な生活環境の維持を図る《町整備型浄化槽整備事業》《水洗化普及支援事業》、最終処分場の長期的使用に資するための《最終処分場埋立残余容量調査及び延命化検討業務》、老朽化した清掃センターや最終処分場の長寿命化を図る《清掃センター長寿命化修繕事業》《最終処分場長寿命化修繕事業》などを進めてまいります。

交通・通信ネットワークの整備につきましては、住民生活を支える道路交通網の改良及び施設の長寿命化や、持続可能な地域公共交通の確保を図り、住民生活を支える利便性、安全性、快適性、

効率性を向上させるとともに、情報通信基盤施設の適切な維持管理と情報通信技術の利活用を推進するため、「道路網の整備促進」「道路施設の長寿命化」「生活バス路線の維持確保」「地域公共交通網の整備と利用促進」「地域情報通信基盤設備の適切な維持管理」「先端技術を活用した取組の推進」などの取組を中心に、主な事業としましては、道路拡幅改良による利便性の向上を図る《町道葛巻浦子内線事業》、老朽化した橋梁の長寿命化を図る《橋りょう定期点検事業》《橋りょう長寿命化修繕事業》《長寿命化計画更新事業》、バス利用者の利便性の向上と負担軽減のための《バス路線運行拡大支援対策事業》《JRバス生活交道路線維持事業》、安定的にテレビ放送を配信するための《サブセンター映像配信機器更新事業》などを進めてまいります。

続きまして、自然と共生し地域の豊かな資源を活用するまちづくりであります。

自然環境の保全と土地の利活用につきましては、自然豊かな当町の環境を保全し、保護地区を選定しながら町民の健康で文化的な生活環境を確保するため、「自然保護の推進」「調和のとれた効率的な土地利用の推進」「適正な非農地判定の推進」「地域公園等の適切な管理」などの取組を中心に、主な事業としましては、町固有の自然環境の保護保全を推進する《自然環境保護審議会の開催》などを進めてまいります。

再生可能エネルギーの推進につきましては、再生可能エネルギーの普及を推進し、豊かな自然を

未来へつなげていくため、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入」「エネルギーの地産地消」「環境教育活動の支援」などの取組を中心に、主な事業としましては、町での開催に係る経費の一部を支援する《全国風サミットinくずまき実行委員会補助》、2050年カーボンゼロの達成に向け、町実行計画を策定する《温暖化対策実行計画策定支援業務》、一般家庭及び事業者への再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入を支援する《エコ・エネ総合対策事業》などを進めてまいります。

続きまして、こころ穏やかに安全安心に暮らせる地域社会づくりであります。

防災対策・消防・救急体制の充実につきましては、複雑多様化する各種災害に対し、迅速かつ的確に対処できる消防防災設備の充実を図るため、「消防団員確保対策」「消防防災設備の整備」「消防団員の安全装備品の整備」「地域防災力の向上」などの取組を中心に、主な事業としましては、減少傾向にある消防団員の確保を図るための《消防団員処遇改善対策》などを進めてまいります。

交通安全・防犯・青少年問題対策の充実につきましては、交通安全及び防犯意識の啓発活動と体制強化を進めるため、「交通安全思想の高揚」「防犯意識の高揚と防犯体制の充実」「青少年有害環境の浄化」などの取組を中心に、関係団体と協力し、指導及び啓発活動を進めてまいります。

最後に、行財政運営の合理化と広域行政の推進であります。

行財政運営の合理化につきましては、住民サービスを安定的に提供するための行財政基盤を維持するため、「安定的な財政運営」「自主財源比率の向上」「起債発行額の抑制」「公共施設の最適化」などの取組を中心に、主な事業としましては、行政手続のオンライン化及びシステム標準化を図る《行政手続きオンライン化対策業務》などを進め、各事務事業の効率化を図り、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、行政サービスの向上と事務の効率化を図るとともに、地域課題の解決に向けた取組を広域的な枠組みの中で連携して推進するため、「広域市町との連携強化」「盛岡広域連携中枢都市圏構想の推進」「北岩手循環共生圏の推進」「地域間連携の推進」などの取組を中心に進めてまいります。

以上、令和4年度における町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。

この2年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、あるいは、その影響を大きく受けた地域経済の回復に向けた対策・対応などに追われながらも、様々な分野で、少しずつではありますが成果を生み、形に現れる取組を進めてまいりました。

特にも、ハード事業では、複合機能を兼ね備えた「新庁舎」、林業の町の広告塔となる「大橋と木製の上屋」、福祉避難所と高齢者の憩いの場を兼ねた「高齢者福祉センター」、デジタル社会に

おける新たな働き方を実現する「サテライトオフィス」が、それぞれ完成する見通しで、町の新たな拠点によるにぎわいの創出が期待をされる所でございます。

また、ソフト事業においては、町の基幹産業である酪農が、明治の時代から脈々と受け継がれた歴史を刻み、乳牛導入から130年の記念すべき年を迎えるほか、他に先駆け平成11年から取り組んでいる「脱炭素社会」の取組においては、当町を会場に「全国風サミット」が開催されることとなっており、これらを機に、改めて「ミルクとワインとクリーンエネルギーのまち“くずまき”」を県内外に情報発信するとともに、認知度を高めたいと、そのように思っております。

さらには、労働力の安定確保による雇用対策と、移住・定住の取組を加速させる「特定地域づくり事業協同組合」、それぞれの店舗で個性ある味が堪能できる新たな町の特産品「くずまき鍋」、北岩手・北三陸の経済・医療・教育・防災など各分野に大きな影響を与える「北岩手・北三陸を横断する自動車専用道路の整備促進、早期着工」など、これまでの成果を踏まえつつ、積極的に新たな取組も進めてまいりたいと考えております。

現在、社会情勢は、コロナ禍を機に大きく変化・変革しようとしており、特にもデジタル社会の到来が、地域経済・住民生活はもとより、行政サービスにも大きく影響が及ぶものと思っております。

引き続き、国・県の動向を注視するとともに、

大きな変化・変革の中にあっても、迅速かつ柔軟な対応に努め、町民の皆さんが安全・安心に暮らせ、幸せを実感できるよう、職員とともに全力を尽くし、町政運営に鋭意取り組んでまいります。

最後に、議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。令和4年度に臨む、私の施政方針とさせていただきます。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

町長施政方針演述が終わりました。

ここで11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時50分）

（再開時刻 11時00分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第4、教育長教育行政方針演述を行います。教育長。

教育長（高畑嗣人君）

本日、ここに令和4年葛巻町議会3月定例会議が開催されるに当たり、令和4年度教育行政方針について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから2年以上が経過する中、今年に入ってから感染力の強いオミクロン株が猛威を振るい、教

育現場にも大きな影響を与えております。このような状況において、議員各位をはじめ、学校、保護者、地域の皆様方のご理解、ご協力の下、子供たちが健やかに成長しておりますことに深く感謝を申し上げます。

まず、基本的な施策の方向であります。

幼児教育においては、老朽化が著しい保育園舎の計画的な改築整備を進めるとともに、葛巻保育園と小屋瀬・江刈・五日市の3分園を、認定こども園としての一貫した経営による保育のさらなる充実を図ってまいります。

学校教育においては、ふるさと葛巻への思いや誇りを育むとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、町が教育大綱に掲げる「活力ある葛巻を創造するたくましい子ども」を育む教育を推進するとともに、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりと、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図るなど、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」を進めてまいります。

また、小中学校とともに本実施を迎えた新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」の実現につながるコミュニティ・スクールの導入に向けた「葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト」を推進し、学校教育目標の見直し、新教育課程の編成、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善に努めているところであります。

高校支援においては、地域おこし協力隊3名を

山村留学生寄宿舎のハウスマスターとして配置し、山村留学生 36 名と首都圏からの受入れ 2 年目となる高校 2 年生 1 名の地域留学生の生活支援の充実を図るとともに、魅力化コンソーシアムを核として、将来的な関係人口の創出・拡大を目指してまいります。

次に、生涯学習、生涯スポーツ、地域文化の継承においては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、多くの事業展開、イベント開催に制約を受けながらも、新しい生活様式に基づく感染症拡大防止の対策を十分に講じ、町民の命を守ることを第一にしながら、学びの保障と体育的・文化的活動の充実に向けて、引き続き力を注いでまいります。町民一人一人が心豊かで潤いのある生活を送り、地域を互いに支え合い、発展を続けていくためには、教育の果たす役割はこれまで以上に極めて重要であります。また、自らが進んで幅広く学習できる学びの機会の拡充やスポーツを通じた健康・体力づくりで日常生活に潤いや活力が増し、地域の人々の絆やつながりが深まる生涯学習・生涯スポーツの充実を図るなど、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」を推進してまいります。

続きまして、町総合計画中期基本計画における教育行政部門の「令和 4 年度の主要施策の概要」について、取組を申し上げます。

初めに、「子どもを安心して産み育てられる子育て支援」であります。

子育て環境の充実につきましては、少子化、核

家族化の進展に伴い、家庭や地域で支え合う子育て環境の充実が求められており、老朽化が著しい保育園舎の計画的な改築整備を進めるとともに、葛巻保育園を核とした認定こども園としての一貫した経営による保育の充実を図り、時代の変化と多様な保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実や保育園と小学校との連携強化などの取組を中心に、主な事業としましては、計画的な園舎改築を推進する《五日市保育園新園舎建設設計業務》、《幼児教育アドバイザー》の指導・助言に基づく、保育士の資質向上と保育園経営の充実などを進めてまいります。

次に、「学び輝く人づくりと葛巻を愛する人材育成」であります。

教育の充実につきましては、次代を担う本町の子供たちが健やかに成長し、地域で活躍する郷土愛に満ちあふれた“ひと”づくりを推進するとともに、児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備に努めるとともに、ICTを活用した情報活用能力の向上により「学習の基盤となる資質・能力」のさらなる充実と、学校運営や授業づくりの在り方に係る教職員の研修機会の確保に努めてまいります。

さらに、高校の魅力づくりにおいては、令和 7 年度以降も見据えた葛巻高等学校の存続と 1 学年 2 学級維持のさらなる継続に向け、山村留学生寄宿舎を活用した「くずまき山村留学事業」の推進・充実を図るとともに、葛巻町学習塾による学習レベルの向上により、誰もがひとしく高等学校

教育を享受できる機会の確保などの取組を中心に、主な事業としましては、小中学生への「学校給食費」「学用品費」「修学旅行費」の支給。中学生への「クラブ活動費」の支給のほか、小中学生に加え、町内から葛巻高等学校へ進学する生徒への「新入学用品費」の支給など幅広く支援を行う《学び輝く“ひと”づくり支援事業》、ICTを活用した学習活動の充実に特化した《学校教育アドバイザー》の配置、地域全体で“次代を担う人材育成”を目指す《葛巻町ふるさとキャンパスプロジェクト事業》、葛巻高等学校が首都圏から高校2年生を1年間受け入れ、コンソーシアムを中心とした地域の発展と関係人口の増加を促進する《地域みらい留学事業》などを進めてまいります。

生涯学習の充実につきましては、誰もが生きがいを持って心豊かに健康な生活が送れるよう、町民ニーズを踏まえた学びの機会の提供と町民の自主的な学習の支援を行い、町民自身の自己実現に向けたサポートを図るとともに、学習の成果を社会貢献や地域課題の解決につなげる取組を支援し、まちづくりを担う人材の育成に努めてまいります。

また、新庁舎内に設置する町民の学びと交流、図書室機能や文化創造活動の拠点となるスペースのオープンに向けたサービスの充実などの取組を中心に、主な事業としましては、生涯にわたり学べる機会と学習成果の発表の場を提供する《町民まなびい学園、生涯学習フェスティバルの

開催》、年齢の節目の各時期に応じ、同世代の絆を深めるとともに、まちづくりへの参画を促す《20歳・40歳・60歳のつどい》、二十歳の節目を祝う催しに出席する際の衣装レンタル料、着つけやヘアセット代の一部を助成する《20歳のつどい晴着等助成事業》、図書サービス充実のための《図書システム更新事業》並びに《移動図書館車更新事業》などを進めてまいります。

青少年教育につきましては、学校・家庭・地域社会が連携して子供を育む体制づくりをより一層推進するために、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員を各学校に引き続き配置し、町青少年育成ネットワークとの連携などの取組を中心に、主な事業としましては、地域住民が一体となり青少年を取り巻く環境について考える《子どもの未来を考える町民のつどい》などを進めてまいります。

文化の継承につきましては、自主的な文化活動や地区文化祭の開催等を支援するとともに、より優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めてまいります。

また、町内に残る歴史的文化財や伝統芸能等を次の世代に確実に引き継ぐために、民俗資料等の適正な保存・管理に努めるとともに、郷土芸能の担い手の発掘と育成支援のほか、映像資料や書籍資料の記録保存などの取組を中心に、主な事業としましては、地域の文化や芸能に触れる機会を提供する《地区文化祭、郷土芸能発表会》、町民の自主的な文化・学習活動を支援するとともに交流

を促進する《文化活動支援事業》、民俗資料館の適切な保存と管理を図るため、長寿命化を図る《小田民俗資料館屋根修繕工事》などを進めてまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、スポーツは、個々の健康増進と体力向上を通じて日常生活に潤いや体力を与えるだけでなく、人と人あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の一体感を醸成するものであり、地域コミュニティの形成に大きく寄与するものとなっております。

町民誰もが、ゆとりを持ってスポーツやレクリエーションに取り組むことができるよう、日常的にスポーツに親しめる機会や環境の充実を図るとともに、大会の誘致・開催等を通じて、スポーツ教室や交流試合の開催、合宿するチームとの町民交流の機会を創出し、スポーツを通じた交流や関係人口の拡大と地域経済の活性化につながる「スポーツツーリズム」をより一層推進してまいります。

また、競技スポーツでは、人材の確保と競技力の向上を図るため、トップアスリートや専門指導者から直接指導が受けられる機会を創出するなどの取組を中心に、主な事業としましては、スポーツ合宿や大会誘致に係る経費を助成する《スポーツツーリズム奨励事業》、スポーツ施設の機能改善を図る《社会体育館アリーナ床張替工事》、地域人材を活用した各中学校でのスポーツ指導を展開する《地域運動部活動推進事業》などを進めてまいります。

以上、令和4年度における教育行政の推進に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について、ご説明申し上げます。

本格的な人口減少社会の到来やデジタル化の進展、環境問題、新型コロナウイルス感染症の拡大、持続可能な社会への対応など教育を取り巻く環境は大きく変容する中において、本町における課題を的確に捉え、適切な対応と改善を進めるとともに、教育を通じて子供たちの無限の可能性を大いに引き出し、さらに町民一人一人が、日々の生活に潤いと生きがいを感じていただけるよう努めてまいります。

ここに改めて教育の大切さに思いをいたし、葛巻の将来を担う人づくりのために全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政方針とさせていただきます。

議長（高宮一明君）

教育長教育行政方針演述が終わりました。

次に、日程第5、報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてから日程第7、報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についての3件を一括議題とします。

順次説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お疲れさまでございます。それでは、議案集をお願いいたします。それでは、報告第1号から報告第3号についてご説明申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によりまして専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。専決処分でございますが、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額について、令和4年2月3日付で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

内容でございますが、和解の相手方は町内に在住の方でございまして、和解の内容でございますが、当事者は今後本件に関し異議を申し立てないというものでございまして、損害賠償の額は7万3,656円、相手方が被りました損害額の全額をお支払いするものでございます。

原因でございますが、令和3年10月24日、JRバス葛巻駅構内のイベント会場において、展示用パネルが強風の影響により倒れ、隣接して駐車していた相手方車両の運転席側後方、側面2か所を損傷させたものでございます。

3ページをお願いいたします。報告第2号、車

両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項及び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によりまして専決処分いたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

まず初めに、原因でございますが、次の報告をいたします第3号につきましても同様の原因となりますが、令和4年1月16日、葛巻小学校体育館の屋根に堆積していた雪が隣接する中央公園駐車場に落雪し、同駐車場に駐車していた相手方車両合わせて8台のボンネットなどを損傷させたものでございます。

なお、和解の相手方が複数人であり、速やかに賠償額をお支払いするため、和解が整った順に専決処分を行ったところであり、今回ご報告できなかった1件につきましては現在調整中でございます。

4ページをお願いいたします。専決処分でございますが、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額について、令和4年2月9日付で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げます。

内容でございますが、町内に在住の方々でございまして、和解の内容でございますが、当事者は今後本件に関し異議を申し立てないというものでございまして、損害賠償の額は車両1が23万1,396円、車両2が26万2,933円、車両3が24万2,352円、車両4が5万6,650円の4件で、相

手方が被りました損害額の全額をお支払いする
ものでございます。

5ページをお願いいたします。報告第3号、車
両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償
の額を定めることに関する専決処分の報告につ
いてでございます。地方自治法第180条第1項及
び葛巻町議会総合条例第9条第2号の規定によ
りまして専決処分いたしましたので、同法第180
条第2項の規定によりご報告申し上げます。

6ページをお願いいたします。専決処分でござ
いいますが、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴
う損害賠償の額について、令和4年2月24日付
で専決処分いたしましたので、ご報告申し上げま
す。

内容でございますが、町内に在住する方々でご
ざいまして、和解の内容でございますが、当事者
は今後本件に関し異議を申し立てないというも
のでございまして、損害賠償の額は車両1が31万
3,060円、車両2が24万9,755円、車両3が14
万2,175円の3件で、相手方が被りました損害額
の全額をお支払いするものでございます。

原因につきましては、報告第2号にて述べさせ
ていただいたとおりでございます。

以上、報告3件の報告を終わらせていただきま
す。よろしくをお願いいたします。

議長（高宮一明君）

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。報告第1号、車両損

傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額
を定めることに関する専決処分の報告について、
質疑があれば、これを許します。質疑ありませ
んか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第1号、車両損傷事故に係る和解及びこれ
に伴う損害賠償の額を定めることに関する専決
処分の報告についてを終わります。

次に、報告第2号、車両損傷事故に係る和解及
びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関す
る専決処分の報告について、質疑があれば、これ
を許します。近藤聖君。

3番（近藤聖君）

1つだけ確認をさせてください。先ほど損害賠
償の額、全額というところだったんですけども、過
失相殺とかそういうことはなくて全額というこ
とは、町で100%責任があったというふうに捉え
ていいわけでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。今回の報告1号から3
号までの件でございます。これについては、町の
義務に属する損害賠償ということで、町が加入し
ております全国町村会の総合賠償補償保険によ

り全額補償するというものでございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

よろしゅうございますか。近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。中身は分かりましたけども、つまり全額補償したということは、町に責任があったというふうに捉えていいんですかということなんです。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。ただいま議員おっしゃいましたとおり、こちらにつきましては法律上、町の義務に属する損害賠償ということに当たります。町の責任において補償するものでございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第2号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決

処分の報告についてを終わります。

次に、報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

報告第3号、車両損傷事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第8、議案第2号、令和4年度葛巻町一般会計予算から日程第28、議案第22号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてまでの21議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

議案集の7ページをお願いいたします。こちらは議案資料の9ページに詳細を記載しておりますので、議案集と照らし合わせながら、ご確認をお願いいたします。

議案第14号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の趣旨でございますが、消防団員の報酬等を引き上げ、処遇の改善を図ろうとするものでございます。

条例改正の背景でございますが、消防庁が発足させた消防団員の処遇等に関する検討会により団員報酬額及び出動手当等の引上げ改定を行い、団員の処遇改善を図ろうとするものでございます。

報酬額等の詳細につきましては、新旧対照表に記載しておりますが、年額報酬につきましては最大で1万3,500円、出動手当につきましては最大で5,800円を増額しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、経過措置でございますが、同日前の出動については、なお従前の例によるものでございます。

議案集の9ページをお願いいたします。こちらにつきましても、議案資料の9ページと照らし合わせながら、ご確認をお願いいたします。

議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の趣旨でございますが、国の例に準じて職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、必要な措置を講じようとするものでございます。

条例改正の背景でございますが、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置において、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項が令和4年4月1日施行予定となっていることに伴

い、条例改正を行おうとするものでございます。

附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案集の12ページをお願いいたします。こちらは、議案資料の10ページと照らし合わせながら、ご確認をお願いいたします。議案第16号、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の全部を改正する条例でございます。

条例改正の趣旨でございますが、非常災害時において災害廃棄物を円滑に処理するため、一般廃棄物処理施設の設置に関し、特例を適用できるよう所要の整備を行うとともに、条文の構成等を確認した結果、修正箇所が多岐にわたりますことから、全部を改正しようとするものでございます。

条例改正の背景でございますが、豪雨等による自然災害が多発する中、非常災害時における対応が速やかに行われるよう法が整備されていることに伴い、当町におきましても不測の事態に対応できるよう規定を加えるほか、平成14年の条例制定後、大きな見直しが行われていなかったことから、条文を再点検し、整理したものでございます。

詳しい内容につきましては、お目通しいただき、ご確認くださいますようお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案集の15ページをお願いいたします。議案第17号、葛巻町災害復興基金条例を廃止する条

例でございます。

条例廃止の趣旨でございますが、東日本大震災津波復興交付金の受入れ枠として設置した基金について、交付金を原資とした事業分については平成 25 年で終了し、町単による事業分は平成 27 年でそれぞれ終了しており、今後この基金を活用した事業執行が見込めないということから廃止しようとするものでございます。

16 ページをお願いいたします。こちらは、議案資料の 11 ページと照らし合わせながら、ご確認をお願いいたします。議案第 18 号、高齢者福祉センター条例でございます。

条例制定の趣旨でございますが、現在の老人福祉センターが新庁舎建設に伴い廃止されることから、新たに高齢者福祉センターを整備しようとするもので、このことに伴い、設置に係る条例を制定しようとするものでございます。

条例制定の背景でございますが、地域福祉の増進を図ることを目的とし、高齢者や障がい者の社会参加活動の促進や交流活動の拠点としてのほか、水害発生時等の有事においては、隣接する養護老人ホーム葛葉荘ほか近隣住民の避難所として活用できるよう、有事に備えた施設として整備を図ろうとするものでございます。

施設の詳細につきましては、お目通しいたゞき、ご確認をくださいますようお願いいたします。

附則でございますが、この条例は公布の日から起算して七月を超えない範囲内において、規則で

定める日から施行しようとするものでございます。

議案集の 21 ページをお願いいたします。議案第 19 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・建築工事等）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を 2 億 6,199 万円増額し、31 億 549 万円とするものでございます。

変更の理由でございますが、町産材の木ルーバーや造作物などを追加したほか、新型コロナウイルス感染症防止対策の影響によりまして、原油価格の高騰などによる物価上昇によるものでございます。

22 ページをお願いいたします。議案第 20 号、葛巻町新庁舎建設工事（1 期・電気設備工事）の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額を 9,617 万円増額し、5 億 6,830 万円とするものでございます。

変更の理由でございますが、新たに太陽光発電を設置することに伴う増額でございます。

23 ページをお願いいたします。議案第 21 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

公の施設に係る指定管理につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称でございますが、田野森林雇用促進住宅、指定管理者となる団体は葛巻町森林組合でございます。指定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年とするものでございます。

24 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、議案資料の 12 ページと照らし合わせながら、ご確認をお願いいたします。

議案第 22 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料の 12 ページをお願いいたします。計画変更の趣旨でございますが、令和 3 年度から 5 か年に係る計画の一部について、新たに事業を追加する必要が生じたものでございます。

計画変更の内容でございますが、西部辺地については道路 2 路線と酪農振興を図るための施設 2 件、北部地区については道路 1 路線を追加しよ

うとするものでございます。

変更による事業費でございますが、4 億 1,360 万円でございます。当初事業費 3 億 3,960 万円に比較いたしますと 7,400 万円の増額となるものでございます。

項目別の事業費につきましては、事業費内訳表をお目通しいたいただき、ご確認くださいようお願いいたします。

以上によりますが、慎重ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お疲れさまでございます。それでは、議案第 2 号、令和 4 年度葛巻町一般会計予算書と議案資料をお願いいたします。議案資料は 1 ページから 5 ページでございます。

まず、当初予算書の表紙をめくっていただきまして、議案第 2 号、令和 4 年度葛巻町一般会計予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の増額をそれぞれ 75 億 6,026 万 4,000 円と定めるものでございます。前年度比 10 億 2,327 万 3,000 円、15.7%の増でございます。第 2 条は、債務負担行為でございます。第 2 表で説明を申し上げます。第 3 条が地方債でござい

まして、第3表でご説明を申し上げます。第4条が一時借入金で、借入限度額を前年度と同額の8億円に設定するものでございます。

8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。庁舎等建設事業、期間は令和4年度から令和5年度までで、限度額は8億9,300万円とするものでございます。次の2件につきましては、金融機関から資金融資を受ける商工業者等に対し、利子補給等の支援を目的とするものでございます。商工業振興等の観点から、町内の中小企業者を対象に中小企業振興資金融資事業に係る年率1.5%以内の利子補給と、融資を受けるために必要な県信用保証協会に納付すべき保証料の全額を補助し、セットで支援をするものでございます。期間は、令和11年度までの8年間とするものでございます。

9ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。全20事業に対し、総額17億2,360万円でございます。起債の方法は普通貸借または証券発行、利率年9%以内、償還の方法は借入先の融資条件によるものでございます。

次に、ページ飛びまして、176ページをお願いいたします。176ページ、給与費明細書の一般職の総括でございます。給与費、共済費の合計額が前年比で3,109万6,000円の増となっております。職員手当の内訳等については、以降の表でご確認をいただきたいと存じます。

歳入歳出の概要につきましては、議案資料でご説明を申し上げます。議案資料の1ページをお願

いいたします。(1)、歳入の主なものでございます。町税のうち固定資産税につきましては、前年度比4,095万5,000円、10.9%の減で、上外川風力発電施設の償却資産分の修正申告による減額が主な要因となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税が前年度比2億3,000万円の増を見込んでおり、これは病院建設の本償還開始に伴う公債費の増、償却資産減額に伴う基準財政収入額の減が主な要因となっております。また、普通交付税の財源不足を補う臨時財政対策債については、表の一番下段になりますが、前年度比9,500万円の減額が示されておまして、このことにより普通交付税が増額になったものでございます。

国庫支出金は、主に地方創生推進交付金を活用した木橋の建設工事の終了に伴いまして、前年度比4,061万9,000円、7.3%の減となるものでございます。県支出金は、草地畜産基盤整備事業分の皆減によりまして、前年度比2億2,104万円、48.2%の減となっております。

繰入金については、町の主要4基金にそれぞれ御覧の金額を計上しておりますので、ご確認をお願いいたします。

町債については、総額で前年度比7億4,630万円、76.4%の増となっており、新庁舎建設事業、若者雇用促進住宅整備事業、高齢者福祉施設整備事業等、大型のハード事業に係るものでございます。

(2)の歳出の主なものでございます。黒三角

はハード事業、白三角はソフト事業でございます。新規事業を中心に説明をさせていただきます。まず、総務費の関係ですが、集会施設整備事業 3,550 万円でございますが、江刈馬淵自治会館の整備に係るものでございます。行政手続きオンライン化対応業務 947 万 1,000 円は、デジタル基盤支援整備補助金を活用しまして、オンライン化及びシステム標準化を図るものでございます。第 21 回全国風サミット in くずまき実行委員会 585 万円は、葛巻町での開催に係る経費の一部を実行委員会に補助するものでございます。温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務 320 万円は、2050 年カーボンゼロの達成に向け、町実行計画（区域施策編）を策定するための調査及び計画作成業務に係るものでございます。サテライトオフィス運営事業 207 万円は、同施設の運営に係る経費でございます。庁舎等建設事業 16 億 4,390 万円、継続事業でございますが、新庁舎建設工事費（1 期、2 期工事）、新庁舎用の備品購入、施工監理業務などでございます。2 ページをお願いいたします。特定地域づくり事業 1,346 万 5,000 円は、地域事業者が連携して新たな雇用機会を創出する特定地域づくり協議会に対する運営費等の補助でございます。

民生費の保育園新園舎建設事業 500 万円は、老朽化した園舎の更新に向けた実施設計業務で、令和 4 年度は五日市保育園を予定しております。高齢者福祉施設整備事業 5,966 万円、継続事業でございますが、同施設の整備に係る外構工事費、備

品購入費でございます。

衛生費の最終処分場長寿命化修繕事業 1,640 万円は、最終処分場の長期的使用に資するため、機械、電気機器類の修繕工事を実施するものでございます。スポーツ習慣化促進事業 100 万円は、職員提案制度による新規事業でございます。町が指定するスポーツ活動を実施した際に、内容に応じてくずまき商品券を進呈するものでございます。新型コロナウイルス感染症予防事業 1,409 万 3,000 円、継続事業でございますが、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る事業費でございます。

労働費の若者雇用促進住宅整備事業 6,580 万円は、若者の雇用を促進することを目的として、新たに住宅を整備するものでございます。建設用地取得費の 300 万円を含むものでございます。

農林水産業費の発酵乳製造設備等整備工事 3,000 万円は、浄化機能を含めた発酵乳製造関連設備の整備に係る費用の一部を助成するものでございます。除間伐事業 1,518 万 3,000 円は、国庫補助、県単補助の対象とならない除伐及び保育間伐への補助事業を創設するものでございます。

3 ページをお願いいたします。展示搾乳牧場長寿命化修繕工事 1,000 万円は、昭和 53 年に建設された展示搾乳牧場牛舎の屋根のふき替え工事でございます。林道修繕工事 670 万円は、突紫森線と萱森岳線、2 路線の維持修繕工事でございます。再造林事業 576 万 5,000 円は、県単事業で実施する再造林に対する補助金かさ上げ事業を新

設するものでございます。高齢者世帯下水道使用料支援事業 546 万円は、75 歳以上の高齢者がいらっしゃる世帯の下水道使用料金の一部を補助するものでございます。町では、これまで継続事業として水洗化普及支援事業費 1,000 万円を予算化してまいりましたが、今回の新規事業と併せまして町の水洗化のさらなる推進を図ろうとするものでございます。乳牛導入 130 周年記念事業 350 万円は、明治 25 年の乳牛導入から 130 年の節目を記念する各種事業の実施に要する経費でございます。

商工費の経済活性化事業 2,627 万 6,000 円は、継続事業でございますが、町内経済の回復に向け、特典つき商品券等を発行するものでございます。以下の各種事業につきましても、町内経済の活性化等に資するための事業でございます。

土木費は、継続事業として、町道葛巻浦子内線ほかの改良工事等を計画してございます。

消防費の消防団処遇改善対策 2,769 万 3,000 円は、消防団員の報酬額の改善により処遇改善を図るものでございます。

教育費のスポーツ施設改修事業 4,200 万円は、社会体育館フロア床張替工事、ボイラー工事等でございます。移動図書館車更新事業 1,400 万円は、平成 11 年に整備いたしましたやまどり号の更新でございます。地域運動部活動推進事業 587 万 3,000 円は、中学校における運動部活動地域部活動へと移行する取組を支援するものでございます。

4 ページをお願いいたします。最後に公債費でございます。町債任意繰上償還 1 億 2,909 万 7,000 円は、町債減債基金の充当先となるもので、町財政の健全化に向け、町債の任意繰上償還を実施するものでございます。

一般会計は以上でございます。

次に、特別会計の国保会計からお願いをいたします。議案資料は 4 ページでございます。議案第 3 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。第 1 条、歳入歳出の総額をそれぞれ 8 億 4,546 万 3,000 円と定めるものでございます。前年度比 1,276 万 5,000 円、1.5% の減でございます。

事項別明細の歳出でございますが、15 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、被保険者の受診に係る各医療機関への支払い分でございますが、前年度比 1,227 万 1,000 円減の 4 億 8,148 万 6,000 円を計上しております。

17 ページをお願いいたします。3 款 1 項から 3 項、国民健康保険事業費納付金は、被保険者からの国保税などを県に納付するものでございますが、全体で前年度比 491 万 9,000 円減の 2 億 2,563 万 4,000 円を計上してございます。

8 ページをお願いいたします。8 ページ、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、前年度比 626 万 2,000 円の減、1 億 5,019 万 8,000 円を計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金5億5,916万8,000円は、療養給付費の支払いに充てるための原資として県から交付される分でございますが、前年度比538万1,000円の減でございます。

次に、集排会計をお願いいたします。議案資料は4ページでございます。議案第4号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算でございます。第1条、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,393万6,000円と定めるものでございます。前年度比263万円、1.2%の増でございます。第2条は地方債でございます。第2表でご説明を申し上げます。第3条が一時借入金で、借入れ限度を前年度と同額の1億円に設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債でございます。公共浄化槽等整備推進事業、資本費平準化債、公営企業会計適用債について、それぞれ記載のとおりの限度額で、合わせて5,670万円でございます。

13ページをお願いいたします。13ページ上段の3款1項1目町整備型浄化槽建設費、14、工事請負費4,200万円を計上してございます。

次に、後期高齢者医療会計をお願いいたします。議案資料は、同じく4ページでございます。議案第5号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。第1条、歳入歳出の総額をそれぞれ8,731万6,000円と定めるものでございます。前年度比457万1,000円、5.5%の

増でございます。

9ページをお願いいたします。歳出の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は8,348万7,000円で、前年比445万4,000円の増でございます。

6ページをお願いいたします。6ページ、歳入の1款1項1目特別徴収保険料が4,099万4,000円で、235万円の増、2目普通徴収保険料が1,089万7,000円で、130万7,000円の減となるものでございます。

特別会計は以上でございます。

次に、一般会計補正予算書と議案資料をお願いいたします。議案第8号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）でございます。議案資料は6ページでございます。今回の補正は、歳出では財政調整基金等積立金、経済活性化事業費などを増額する一方で、企画管理経費、病院事業管理経費、観光事業経費などを減額し、歳入では地方交付税などを増額し、町税、繰入金、町債などを減額するものでございます。また、全般的な傾向としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず実施できなかった事業などに係る歳入歳出については、総じて減額補正としてございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出それぞれ1,237万3,000円減額し、予算の総額を83億2,410万3,000円とするものでございます。第2条が繰越明許費、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の

補正でございます。それぞれ各表でご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございますが、2款総務費の総務管理費ほか全部で11事業、9億2,490万1,000円を4年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為の補正でございますが、葛巻町森林組合の事業運転基金に係る損失補償、令和3年度から5年度まで、組合が借り入れる通常取引に係る事業運転資金として5,000万円、販路拡大に伴う事業資金として5,000万円、合わせて1億円を限度に補償するものでございます。

9ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。変更13件、起債限度額、合計で12億7,101万1,000円を5,564万2,000円減額しまして、12億1,536万9,000円に変更をするものでございます。

次に、事項別明細についてでございます。まず、歳出でございます。23ページをお願いいたします。23ページの中段でございます。2款1項10目基金管理費の財政調整基金等積立金に1億5,023万2,000円、そのうち町債減債基金に5,005万1,000円、公共施設等整備基金に1億16万8,000円を計上してございます。

31ページをお願いいたします。31ページの下段になりますが、4款3項1目病院費の病院事業管理経費、負担金のうち、へき地医療確保対策費

が6,789万円の減額となっております。今年度から葛巻病院が僻地医療の対象外となったことによるものでございます。

34ページをお願いいたします。34ページの中段でございます。6款1項5目畜産業費の畜産振興総合対策事業費ですが、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業、畜産労働力負担軽減対策事業費などの実績に伴う減額でございます。

37ページをお願いいたします。37ページの中段でございます。7款1項2目商工振興費の経済活性化事業費のうち、補助金、宿泊クーポン助成、実績に伴いまして800万円の増額としてございます。

次に、歳入でございますが、12ページをお願いいたします。12ページの1款2項1目固定資産税、償却資産2,270万円の減は、上外川風力発電施設に係る償却資産のうち送電設備につきまして、今般町外分に係るものも含まれていたことが判明いたしまして、事業者が修正申告をしたことによる減額補正となっております。

10款1項1目地方交付税1億111万2,000円の増ですが、その内訳は令和3年度国の補正予算に伴い、今年度に限り創設された費目であります臨時経済対策費6,456万3,000円、臨時財政対策債償還基金費3,384万2,000円、これに加えて調整額の復活分として270万7,000円を計上してございます。

16ページをお願いいたします。16ページの中段でございます。18款1項3目公共施設等整備基

金繰入金 1,500 万円の減でございます。こちらは、昨年 9 月補正の際に新庁舎建設事業消防分署等設計業務として 1,500 万円を予算措置させていただいておきまして、その財源を公共施設等整備基金繰入金としておりましたが、今般、起債の二次協議におきまして本事業の適債性が確認できましたことから、17 ページ上段の 21 款 1 項 1 目庁舎建設事業（緊防債）に財源の振替を行うものがございます。

一般会計の補正は以上でございます。

次に、国保会計をお願いいたします。議案第 9 号、令和 3 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入歳出とも実績確定による減額でございます。第 1 条、歳入歳出それぞれ 36 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 9 億 3,126 万 6,000 円とするものがございます。

次に、集排会計をお願いいたします。議案第 10 号、令和 3 年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。歳入歳出とも実績確定による減額でございます。第 1 条、歳入歳出それぞれ 2,096 万 1,000 円減額し、予算の総額を 2 億 679 万 8,000 円とするものがございます。

第 2 条は地方債の補正で、第 2 表でご説明を申し上げます。4 ページをお願いいたします。公共浄化槽等整備推進事業の限度額を 1,480 万円減額し、1,960 万円とするものがございます。

次に、後期高齢者会計をお願いいたします。議

案第 11 号、令和 3 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。第 1 条、歳入歳出それぞれ 380 万円追加し、予算の総額を 8,654 万 5,000 円とするものがございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（高宮一明君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お疲れさまでございます。それでは、議案第 6 号、令和 4 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いします。第 2 条、業務の予定量ですが、病床数を一般病床 42 床、介護療養病床 18 床とし、患者数は一般病床を年間 1 万 1,680 人、1 日平均 33 人、介護療養病床を年間 1,825 人、1 日平均 5 人、外来患者数、年間 2 万 9,646 人、1 日平均 122 人と見込んでおります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入、第 1 款病院事業収益を 11 億 1,203 万 9,000 円、前年度比 351 万 3,000 円の増とし、支出については第 1 款病院事業費用 11 億 4,856 万 3,000 円、前年度比 2,830 万 8,000 円の増とするものがございます。

2 ページをお開き願います。第 4 条、資本的収

入及び支出の予定額ですが、収入、第1款資本的収入を1億2,090万9,000円、支出につきましては第1款資本的支出1億9,209万5,000円とするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,118万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

第5条、企業債につきましては、その目的、限度額などを定めたものでございますが、医療器械整備事業として4,430万円としております。

続いて、3ページの第6条、一時借入金については、限度額を1億円とするものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費、交際費をそれぞれ計上しております。

第8条、たな卸資産購入限度額は1億6,472万5,000円と定めるものでございます。

第9条、重要な資産の取得につきましては、医療器械器具としまして、X線TV装置、その他備品として介護システム、統合型データ管理システムの更新を予定しております。

次に、4ページ、5ページをお願いします。収益的収入及び支出について主な点をご説明申し上げます。初めに、収入ですが、1項医業収益は7億1,339万5,000円、前年度比1,855万7,000円の減としております。減収の主な要因ですが、外来患者の減少による外来収益の減、そのほか新型コロナウイルスのワクチン接種の予防接種に関する委託料の減収に伴うものでございます。

次に、5ページの下段部分になりますが、2項医業外収益ですが、前年度と比較しまして2,207万円増の3億2,364万2,000円としております。増となる主な要因につきましては、6ページの5目長期前受金戻入の額が前年度と比較しまして4,663万8,000円の増、合わせて9,578万1,000円となることによるものでございます。

なお、3項特別利益の一般会計補助金につきましては、今年度と同額の7,500万円としております。

8ページをお願いいたします。支出ですが、1項医業費用につきましては11億3,740万5,000円、前年度比2,819万4,000円の増としております。支出増の主な要因ですが、給料、手当、報酬等の増によるものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。2項医業外費用については1,115万5,000円としております。企業債利息854万5,000円、21件分になりますが、このほか消費税129万5,000円を計上しております。

次に、16ページ、17ページをお開きください。資本的収入及び支出における主な点についてご説明申し上げます。初めに、16ページの収入についてですが、1款資本的収入、1項企業債、1目建設企業債に医療器械整備事業として4,430万円を計上しております。

4項補助金、1目県補助金に国保調整交付金として550万円を計上しております。これは、17ページの1款資本的支出、1項建設改良費に計上し

ておりますX線TV装置、そして統合型データ管理システムなどの整備に充てるものでございます。

また、企業債償還金につきましては1億4,221万4,000円、前年度比6,540万5,000円の増としております。

次に、18ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。当期純利益は3,652万4,000円の損失見通しとなっております。最終的な資金期末残高は、19ページの一番下の部分ですが、7億5,817万9,000円を見込むものであります。

なお、20ページ以降の貸借対照表、損益計算書等につきましては、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で議案第6号、令和4年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第12号、令和3年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、一般会計から負担金並びに補助金の増減に伴う収益的収入及び支出の補正のほか、医療機器の購入実績に伴いまして資本的収入及び支出を補正しております。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第2条、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。第1款病院事業収益、第2項医業外収益を3,078万6,000円減額し、2億7,317万7,000円とするものでございます。詳細について

ですが、3ページを御覧ください。1節一般会計負担金に計上してございましたへき地医療確保及び小児医療対策につきましては、国の精査等によりまして対象外となったことから皆減といたしまして、不採算地区病院分につきましては積算単価の増によりまして2,793万2,000円の増としております。2節一般会計補助金につきましては、医師確保対策費分として1,290万6,000円増としております。これは、先ほど皆減としてご説明申し上げましたへき地医療確保分の中で、これまでは積算しておりましたが、応援医師の送迎費用については、今回この医師確保対策費分で確保するものでございます。地域医療従事医師養成事業の20万4,000円につきましては、医師の資質向上を目的とした研修費用に充てられるものでございます。

1ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。医療機器の購入実績に伴いまして、第1款資本的収入を357万8,000円減の4,908万4,000円とし、2ページの第1款資本的支出を239万4,000円減、8,873万1,000円とするものでございます。詳細についてですが、4ページを御覧ください。4ページの収入ですが、1項企業債を280万円減、4項補助金を77万8,000円の減としまして、合計357万8,000円の減とするものであります。支出におきましても、2目医療器械器具について239万4,000円を減としたものであります。

2ページにお戻りください。第4条、企業債で

ございますが、こちらにつきましても実績に合わせまして、限度額を1,150万円から870万円にするものでございます。

なお、6ページ以降の予定キャッシュフロー計算書、貸借対照表、企業債現在高明細書につきましては、今回の補正を基に調整を行ったものでありますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お疲れさまでございます。議案第7号、令和4年度葛巻町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第2条、業務の予定量についてご説明申し上げます。給水戸数でございますが、2,627戸、現在の水道普及率は94.1%となっております。年間総配水量83万9,499立方メートル、1日平均配水量は2,300立方メートルでございます。前年度と比較して12%低い数値となっております。これは、漏水など無収水量の減少に努めたことや、人口減少などに伴う給水量の減少が主な要因でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款水道事業収益

1億6,514万2,000円、前年度比で187万8,000円の増となっております。

支出の水道事業費用は1億9,483万8,000円、前年度比で385万3,000円の増となるものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の予定額についてご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入7,343万4,000円、前年度比で2,915万7,000円の減となっております。

支出、第1款資本的支出1億4,045万1,000円、前年度比で2,612万6,000円の減となるものでございます。

なお、詳細につきましては、内訳表でご説明いたします。

また、資本的収入額から資本的支出額に対し不足する額6,701万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものでございます。

次に、第5条、企業債についてご説明申し上げます。企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございますが、町道葛巻浦子内線配水管布設工事を対象に限度額を1,070万円と定めるものでございます。

3ページをお開き願います。第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費2,926万9,000円とするものでございます。

第8条、他会計からの補助金でございますが、水道事業の運営に充てるため、一般会計から公営企業会計へ790万3,000円の補助を受けるものでございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は360万円と定めるものでございます。

4ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、主な点をご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目給水収益は1億1,758万4,000円の水道料金を見込んでいるものでございます。

1款2項営業外収益でございますが、他会計補助金、長期前受金戻入などを計上するものでございます。

6ページをお開き願います。支出でございますが、1款1項1目原水浄水配水給水費でございますが、報酬、委託料、修繕費、工事請負費などを計上するものでございます。

7ページをお開き願います。1款1項2目総係費でございますが、給料、職員手当等、報酬、委託料、賃借料などを計上するものでございます。

9ページをお開き願います。1款1項3目減価償却費でございますが、各水道施設の減価償却費、合わせて1億126万5,000円を計上するものでございます。

10ページをお開き願います。1款2項営業外費用でございますが、支払利息1,329万8,000円、消費税380万3,000円をそれぞれ計上するものでございます。

11ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、1款1項1目企業債でございますが、町道葛巻浦子内線配水管布設工事に係る企業債を計上するものでございます。

1款2項1目出資金は、企業債償還元金分となるものでございます。

支出についてご説明申し上げます。1款1項1目配水施設費でございますが、工事請負費として町道葛巻浦子内線配水管布設工事、送水ポンプ交換工事、次亜注入ポンプ交換工事、西部浄水場活性炭入替工事、合わせて2,430万円を計上するものでございます。

1款1項2目営業設備費は、水道メーター購入を計上するものでございます。

1款1項3目資産購入費は、車両購入費を計上するものでございます。

1款2項1目企業債償還元金でございますが、企業債償還元金1億1,015万1,000円を計上するものでございます。

12ページをお開き願います。次に、予定キャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。一番上段でございますが、当期純利益が3,245万円の損失という見通しでございます。

13ページの下から3行目の資金増加額につきましても2,840万円の減と見込んでおりまして、令和4年度資金期末残高は1億4,093万8,000円の予定でございます。

14ページ以降、予定貸借対照表、予定損益計算

書以降につきましては、お目通しをいただきますようお願いいたします。

令和4年度葛巻町水道事業会計につきまして以上でございます。

続きまして、議案第13号、令和3年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、収益的収入及び支出の予定額を増額、資本的収入及び支出の予定額を減額とそれぞれ補正するものでございます。

まず、1ページについてご説明申し上げます。第2条、収益的収入及び支出です。支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用を58万9,000円増額いたしまして1億7,863万7,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出です。予算第4条、本文括弧書中を5,990万6,000円に改めるものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債を760万円減額いたしまして3,240万円とするものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,168万5,000円減額いたしまして4,500万2,000円とするものでございます。

第4条、企業債につきましては、限度額を3,240万円とするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては39万3,000円増

額いたしまして、2,678万4,000円とするものでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思えます。収益的収入及び支出の支出、1款1項1目原水浄水配水給水費でございますが、58万9,000円を増額いたしまして5,299万5,000円とするものでございます。内訳でございますが、1、報酬、6、燃料費、10、施設等修繕費をそれぞれ増額とするもので、水道施設の老朽化などに伴い、水道施設の修繕費用が増加し、また併せて水道施設作業員の時間外勤務の増加、車両用燃料費の増加に伴い、補正するものでございます。15、工事請負費につきましては、実績に伴う減額とするものでございます。

5ページを御覧いただきたいと思えます。資本的収入及び支出でございます。収入、1款1項1目企業債でございますが、760万円を減額いたしまして3,240万円とするものでございます。

支出、1款1項1目配水施設費でございますが、1,056万1,000円を減額いたしまして4,043万9,000円とし、2目営業設備費でございますが、112万4,000円を減額いたしまして456万3,000円とするものでございます。内訳でございますが、業務委託費及び工事請負費でございますが、実績に伴い、減額となったことから補正するものでございます。また、営業設備費につきましても同様に実績に伴い、減額とするものでございます。

6ページ以降の予定キャッシュフロー計算書

及び貸借対照表につきましては、今回の補正額を反映させたものでございます。また、10 ページ以降の給与費明細書につきましても今回の補正額を項目ごとに整理したものでございますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 22 号までの 21 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 1 項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました 21 議案について、今会議中に審査を終え、3月 15 日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号から議案第 22 号までの 21 議案については、3月 15 日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案第 8 号から議案第 22 号までの 15 議案の審査については 3月 8 日に行い、議案第 2 号から議案第 7 号までの 6 議案の審査については 3

月 11 日に行いますので、ご承知願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 12時34分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

葛巻町議会議長

葛巻町議会議員

葛巻町議会議員